

宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の第1回審議結果(令和4年1月31日)

品目	工程・規格	単位	H23.6.9 改正	H27.4.30 改正	H30.5.2 改正	工賃	提示額			
							家内 労働者	根拠	委託者	根拠
シールド線	1 端末加工	金額 (1か所につき)	1円52銭	1円55銭	1円64銭	1	+ 18銭 1円82銭 (10.98%)	宮城県最低賃金の 引き上げ率 10.49% を基本とし、 端数は切り上げた。	+ 9銭 1円73銭 (5.49%)	前回(H30.5.2)の 引き上げ率 5.81% 6.06% 6.67% 8.82% を基本とし、 端数は切り捨てた。
		引上率	1.33	1.97	5.81					
	2 チューブ挿入	金額 (1か所につき)	1円61銭	1円65銭	1円75銭	2	+ 19銭 1円94銭 (10.86%)		+ 10銭 1円85銭 (5.71%)	
		引上率	1.26	2.48	6.06					
コネクタ 差し	3 シールド線	金額 (1ピンにつき)	44銭	45銭	48銭	3	+ 6銭 54銭 (12.50%)	+ 3銭 51銭 (6.25%)		
		引上率	2.33	2.27	6.67					
	4 リード線	金額 (1ピンにつき)	33銭	34銭	37銭	4	+ 4銭 41銭 (10.81%)	+ 3銭 40銭 (8.11%)		
		引上率	3.13	3.03	8.82					
宮城県最低賃金		金額	674円	710円	772円	853円				
		引上率	3.22	5.34	8.73	10.49				